

## 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。川場村の平成30年度当初予算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 60,000 円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 612,139 円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	108,665	60,480		241	7,812	40,132
	老人福祉事業	38,931	878			6,201	31,852
	児童福祉事業	277,180	153,920		5,088	19,256	98,916
社会保険	国民健康保険事業	27,447	14,727			2,073	10,647
	介護保険事業	57,052	200			9,264	47,588
	後期高齢者医療保険事業	55,173	7,660			7,742	39,771
保健衛生	保健衛生事業	47,691	725			7,653	39,313
合 計		612,139	238,590		5,329	60,000	308,220

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。